

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 処遇改善等加算Ⅱについての通知が発出される …………… 1
- ◆ 社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について手続きが簡素化（国税庁） …………… 2
- ◆ 民間金融機関から融資を受ける際の経営者の個人保証についての取扱い（経営者保証に関するガイドライン） …………… 2

◆処遇改善等加算Ⅱについての通知が発出される

平成 29 年 4 月 27 日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は、局長連名通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について」を発出しました。

本ニュースNo.16-64（平成 29 年 3 月 27 日号）で既報のとおり、平成 29 年度から公定価格の加算が見直されるとともに、処遇改善等加算Ⅱが新設されています。これは、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、平成 29 年度から、①保育園等に勤務する全ての職員に対して 2%（月額 6 千円程度）の処遇改善〔全保協事務局注：処遇改善等加算Ⅰに上乘せ〕を行うとともに、②技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、確実に賃金改善に充てるための賃金改善計画の策定及び実績の報告、キャリアアップに係る研修の受講、職務の発令、職務手当を含む月給による賃金改善の 4 つを基本要件とし、

- ・園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね 3 分の 1 を対象に、都道府県等が実施する研修を経た中堅職員（経験年数概ね 7 年以上）に対して月額 4 万円の処遇改善
- ・園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね 5 分の 1 を対象に、都道府県等が実施する研修を経た職員（経験年数概ね 3 年以上）に対して月額 5 千円の処遇改善

を実施することとされています。

併せて、キャリアアップに係る研修の受講機会を確保するため、公定価格の基本分単価に含まれている研修代替職員の雇上費用について、年 2 日から年 3 日に引き上げられました。

この処遇改善のうち、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善の実施に当たっては職員や給与の状況が園ごとに異なることを踏まえ、①経験年数については「概ね」の目安（家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員 5 人以下）を除く）であり、各保育園等における職員の状況を踏まえて発令できること、②月額 4 万円の処遇

改善の配分方法については、月額 4 万円の対象者を 2 分の 1（小数点以下切り捨て）確保した上で、処遇改善に係る加算額を技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に月額 5 千円から 4 万円の範囲内で配分可能であること、③研修に係る要件については、キャリアアップに係る研修が平成 29 年度から実施されることを踏まえ、平成 29 年度においては課さないこととしており、平成 30 年度以降のこれらの運用上の取扱いについては、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討することとしています。

全保協では、ホームページの会員コーナー（会員専用ページ）に処遇改善等加算Ⅱの人数 A・B を算定していただけるエクセルファイルを提供していますが、本通知において算定式が一部変更されていることから、5 月中旬までに修正版を公表する予定です。

また、平成 29 年度の公定価格が 3 月 31 日に示されたことを踏まえ、「公定価格試算表示システム」の改修作業を行っており、6 月下旬には公表する予定としています。

通知の詳細は、資料 1 をご参照ください。

◆社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について手続きが簡素化（国税庁）

平成 29 年 4 月 1 日から、個人が社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、国税庁長官の承認を受けるための手続きが簡素化されることとなりました。

必要な書類を添付した申請書を税務署に提出し、提出した日から 1 か月以内にその申請について承認又は不承認の決定がない場合には、その申請について承認があったものとみなされます。

詳細は、資料 2、国税庁のパンフレット（資料 2 からリンク）をご確認ください。

◆民間金融機関から融資を受ける際の経営者の個人保証についての取扱い（経営者保証に関するガイドライン）

日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」は、「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。これは、中小企業団体・金融機関団体の自主的・自律的な準則とされています。

本ガイドラインでは、経営者保証について主たる債務者が、①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている、②法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る、③法人から適時適切に財務情報等が提供されている、といった経営状況である場合には、債権者である金融機関は経営者保証を求めないことや、既存の保証契約の解除などを検討することとしています。

社会福祉法人においても、これらの要件により、理事長等の個人保証の見直しなどが検討されることも考えられます。

詳細は、資料 3 をご参照ください。